

### 第11節 医療（助産）救護計画

警戒宣言が発せられたときは、地震発生に備え病院等各医療機関は、それぞれ地震防災  
応急対策を実施し被害発生の防止を図るとともに、医療救護機能の維持に努める。また、  
本部は、次の措置を要請する。（福祉医療対策部）

- 1 救護班の編成待機
- 2 救急患者の診療体制準備
- 3 医療器材，医薬品の救急調達の準備
- 4 特定（人工透析）医療機関の整備

## 第12節 公共施設等対策計画

### 第1項 計画の主旨

市は、あらかじめ消防計画等に警戒宣言が発せられた場合の措置を盛り込むよう指導するとともに、警戒宣言が発せられた場合には混乱を防止し、安全を確保するための緊急措置をとるよう要請する。

### 第2項 対策

#### 1 公共施設（市が管理又は運営する施設）（各担当部）

##### （1）道路

警戒宣言が発せられた場合、市は直ちに所管道路の緊急点検及び巡視を実施して状況を把握し、必要に応じ工事中の道路における工事の中断の措置をとる。

##### （2）河川

警戒宣言が発せられた場合、市は直ちに所管する河川等の緊急点検及び巡視を実施して状況を把握し、水門、樋門の閉鎖、工事の場合には中断等の適切な措置を講ずる。

##### （3）不特定多数の者が出入りする施設

市が管理する庁舎、学校、社会教育施設及び社会福祉施設等における管理上の措置は概ね次のとおりとする。

ア 東海地震予知情報、警戒宣言等の来訪者への伝達

イ 来訪者の避難等の安全確保のための措置

ウ 施設の防災点検、応急修理及び設備、備品等の転倒落下防止措置、薬品の転倒落下防止等危険物による危害の予防

エ 出火防止措置

オ 受水槽、予備貯水槽等への緊急貯水

カ 消防用施設等の点検、整備と事前配備

なお、緊急応急対策の実施上重要となる庁舎の管理者は上記のほか、次に掲げる措置をとる。

キ 自家発電装置、可搬式発電機等による非常電源の確保

ク 無線通信機等通信手段の確保

#### 2 民間施設（事業者に対する指導、要請）

市は、消防法等により消防計画等を作成する義務のある施設及び事業所に対し、警戒宣言が発せられた場合にとるべき措置等について、次に掲げる事項を盛り込むよう指導するとともに、警戒宣言が発せられた場合の安全確保、混乱の防止を図るための措置をとるよう要請する。

## 第5章 東海地震の警戒宣言発令時の緊急応急対策計画

---

- (1) 警戒宣言が発せられた場合における事業所の営業の継続又は自粛に関すること。
  - ア 不特定多数の人の出入りする施設等（映画館等）で、地震発生時にパニックの発生する恐れがある場合は営業を自粛する。
  - イ 生活必需品等を取り扱う事業所にあつては、安全の確保を図りつつ、できるだけ営業の継続に努める。
- (2) 東海地震予知情報、警戒宣言等の顧客、観客、来訪者等への伝達に関すること。
- (3) 火気使用の自粛等出火防止措置に関すること。
- (4) 顧客、観客、来訪者、従業員等施設利用者の安全確保に関すること。
- (5) 自衛消防組織に関すること。
- (6) 工事中の建築物等の工事の中断等の措置に関すること。
- (7) 設備、備品等の転倒落下防止措置、薬品の転倒落下防止等危険物による危害の予防措置に関すること。
- (8) 施設、消防用設備等の点検に関すること。
- (9) 警戒宣言に関する防災訓練及び教育に関すること。

## 第13節 市民のとるべき措置

### 第1項 計画の主旨

警戒宣言が発せられた場合、市民は家庭又は職場等において、個人又は共同で、人命の安全を第一として、混乱の防止に留意しつつ、地震等自然災害の発生を最小限にとどめるために必要な措置をとる。

### 第2項 対策

#### 1 家庭における措置

- (1) テレビやラジオのスイッチは常に入れ、正確な情報をつかむこと。  
また、エリアメール、モーターサイレンを含む同報系無線や市が発信するすべての通信手段のほか、消防署、警察署などからの情報に注意すること。
- (2) 警戒宣言が発せられたとき、家にいる人は、家族とよく話し合い、仕事の分担と段取りを決めて、迅速な行動にかかること。
- (3) とりあえず、身を置く場所を確保し、家具等重量物の転倒防止措置をとること。
- (4) 火の使用は、自粛すること。
- (5) 灯油等危険物やプロパンガスの安全措置をとること。
- (6) 消火器や水バケツ等の消火用具の準備、確認を行うこと。
- (7) 身軽で安全な服装に着替えること。
- (8) 収容避難所でのスペースや移動中の重量を考慮し、事前に準備している水、食料、携帯ラジオ、懐中電灯、医薬品等の非常持出品及び救助用具品を再確認すること。
- (9) 万一のときの脱出口を確保すること。
- (10) 自主防災組織は、配置につくこと。
- (11) 避難時において、自動車(渋滞による逃げ遅れ)や電話(電力の消耗)の使用は、自粛すること。

#### 2 職場における措置

- (1) 防火管理者、保安責任者などを中心に、職場内の防災会議を開き、分担に従い、できるだけ措置をとること。
- (2) とりあえず、身を置く場所を確保し、ロッカー等重量物の転倒防止措置をとること。
- (3) 火の使用は、自粛すること。
- (4) 消防計画、予防規定などに基づき危険物の保安に注意し、危険箇所を点検すること。
- (5) 職場の自衛消防組織の出動体制を整備すること。
- (6) 事前に準備している重要書類等の非常持出品を再確認すること。

- (7) 職場の建物構造や地理的条件に応じ、安全な場所で待機すること。
- (8) 不特定かつ多数の者が出入りする職場では、入場者(来訪者)の安全確保を第一に考えること。
- (9) 正確な情報を、各種情報媒体で入手すること。
- (10) 近隣の職場どうしで、協力し合うこと。
- (11) マイカーによる出勤、帰宅等は自粛すること。また、危険物車両等の運行は自粛すること。

### 3 運転者のとるべき措置

#### (1) 走行中のとき

ア 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、地震の発生に備えて低速走行に移行するとともに、カーラジオ等により継続して地震情報及び交通情報を聴取し、その情報に応じて行動すること。

イ 車両を置いて避難するときは、できる限り路外に停車させること。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて停止し、エンジンを切り、エンジンキーはつけたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。

#### (2) 避難するとき

避難のために車両を使用しないこと。

## 第6章 南海トラフ地震防災対策推進計画

### 第1節 総 則

#### 第1項 推進計画の目的

本計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下、「南海トラフ特措法」という。）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、本市における南海トラフ地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

#### 第2項 防災関係機関が地震発生時の応急対策として行う事務又は業務の大綱

本市の地域に係る地震防災に関し、本市の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱については、第2部風水害等対策編第1章第3節を準用する。

## 第2節 関係者との連携協力の確保

### 第1項 資機材、人員等の配備手配

#### 1 物資等の調達手配

- (1) 地震発生後に行う応急対策に必要な物資、資機材の確保については、地震・津波対策編第2章第9節を準用する。
- (2) 市は県に対して地域住民等に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のため必要な物資等の供給を要請することができる。

#### 2 人員の配置

市は人員の配備状況を県に報告するとともに、人員に不足が生じる場合は県等に応援を要請する。

#### 3 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

- (1) 防災関係機関は、地震が発生した場合において、市計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、あらかじめ必要な資機材の点検、整備、配備等の計画を作成する。
- (2) 防災関係機関ごとの具体的な措置内容は、防災関係機関ごとに別に定める。

### 第2項 他機関に対する応援要請

- 1 市が災害応急対策の実施のために必要な協力を得ることに関し、締結している応援協定は次のとおりとする。

#### 資料編16-4 相互応援協定等締結市区町一覧、16-5 防災に関する協定等一覧

- 2 市は必要があるときは、1に掲げる応援協定に従い、応援を要請する。

### 第3項 帰宅困難者への対応

- 1 市は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則を広報等で周知するほか、民間事業者との協力による一斉徒歩帰宅の抑制対策を進める。
- 2 商業施設、遊園地等において帰宅困難者が大量に発生することが予想される場合は、帰宅困難者に対する一時滞在施設等の確保の検討を進める。

### 第3節 津波からの防護, 円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

#### 第1項 津波からの防護

- 1 市, 又は堤防, 水門等の管理者は, 地震が発生した場合は直ちに水門等の閉鎖, 工事中の場合は工事の中断等の措置を講ずる。また, 内水排除施設等は, 施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備, 点検その他所要の被災防止措置を講じておくものとする。
- 2 市, 又は堤防, 水門等の管理者は, 次の計画に基づき, 各種整備等を行うものとする。
  - (1) 堤防, 水門等の点検方針・計画
  - (2) 堤防, 水門等の自動化・遠隔操作化・補強等必要な施設整備等の方針・計画
  - (3) 水門や陸閘等の閉鎖を迅速・確実に行うための体制, 手順及び平常時の管理方法
  - (4) 津波により孤立が懸念される地域のヘリポート, ヘリコプター臨時発着場等の整備の方針及び計画
  - (5) 防災行政無線の整備等の方針及び計画
- 3 (1)～(5)の計画については, 地震・津波対策編第2章を準用する。

#### 第2項 津波に関する情報の伝達等

津波警報等の津波に関する情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制は地震・津波対策編第3章第7節を準用する。

#### 第3項 避難指示等の発令基準

地域住民に対する避難~~勧告又は~~指示の発令基準は, 鈴鹿市避難指示等の判断・伝達マニュアルに定める。

第4項 避難対策等

1 地震発生時において津波による避難の~~勧告又は~~指示の対象となる地域は、下表のとおりとする。

なお、市は、理論上最大クラスの津波にも対応できる避難場所となる津波避難ビル等を適切に指定する。

表 津波による~~避難勧告及び避難指示（緊急）~~対象地域

地区名	避難 <del>勧告</del> ・指示対象地域（町字別・丁目）
白子	東江島町，中江島町，江島本町，南江島町， <del>江島町</del> ，白子本町，白子駅前，白子町，白子一～四丁目， <del>中旭が丘四丁目</del> ， <del>南旭が丘三丁目</del> ，寺家町，寺家一～八丁目
稲生	<del>野村町</del> ， <del>稲生町</del> ， <del>稲生一丁目</del> ， <del>稲生西一・二丁目</del> ， <del>稲生塩屋一～三・二丁目</del> ， <del>稲生こがね園</del>
一ノ宮	<del>池田町</del> ，北長太町，南長太町，長太新町一～四丁目，長太旭町一～ <del>六・二丁目</del> ， <del>長太旭町四～六丁目</del> ，長太栄町 <del>三</del> ～五丁目
箕田	<del>林崎町</del> ， <del>南林崎町</del> ， <del>林崎一丁目</del> ， <del>上箕田町</del> ， <del>上箕田一・二丁目</del> ，中箕田町， <del>中箕田一・二丁目</del> ，下箕田町，下箕田一～四丁目，北堀江町，北堀江一・二丁目， <del>南堀江町</del> ， <del>南堀江一・二丁目</del>
玉垣	柳町，土師町，岸岡町，東玉垣町，北玉垣町
若松	北若松町，若松北一～三丁目， <del>若松西一～六丁目</del> ，若松東一～三丁目，若松中一・二丁目，中若松町，南若松町
栄	東磯山一～四丁目，磯山一～四丁目，磯山町，五祝町，秋永町， <del>中瀬古町</del> ， <del>越知町</del>
天各	<del>徳田町</del> ， <del>御薗町</del>

※三重県が平成25年度に発表した三重県地震被害想定調査結果による。

2 市は1に掲げる地区ごとに、次の事項について関係地域住民等にあらかじめ周知を図るものとする。

- (1) 地域の範囲
- (2) 想定される危険の範囲
- (3) 避難場所（屋内、屋外の種別）
- (4) 避難場所に至る経路
- (5) 避難~~勧告~~・指示等の伝達方法
- (6) 避難所にある設備、物資等及び避難所において行われる救護の措置等
- (7) その他避難に関する注意事項（集団避難、防火、防犯、持出品、服装、車の使用の禁止等）

3 市が、収容避難所の開設時における、応急危険度判定を優先的に行う体制、各避難所との連絡体制、避難者リストの作成等に関し、あらかじめ準備する事項を定める。

## 第6章 南海トラフ地震防災対策推進計画

- 4 避難所を開設した場合に、当該避難所に必要な設備及び資機材の配備、食料等生活必需品の調達、確保並びに職員の派遣が行えるよう、あらかじめ計画を作成する。なお、当該計画は地震・津波対策編第2章第10節を準用する。
- 5 地域の自主防災組織及び事業所の自衛消防組織は、避難~~勧告又は~~指示があったときは、あらかじめ定めた避難計画及び市災害対策本部の指示に従い、住民、従業員、入場者等の避難誘導のため必要な措置をとる。
- 6 他人の介護等を要する者（災害時要援護者）に対しては、支援を行う者の避難に要する時間に配慮しつつ、次の点に留意する。
  - (1) あらかじめ災害時要援護者名簿を作成し、必要に応じて関係者と情報共有する。
  - (2) 津波の発生のおそれにより、避難~~勧告又は避難~~指示が行われたときは、(1)に掲げる者の避難場所までの介護及び搬送は、高齢者、障がい者等災害時要援護者やその支援者等関係者を含めた地域住民全体の合意によるルールを決め、避難計画等を策定し、市は自主防災組織等を通じて介護又は搬送に必要な資機材の提供その他の援助を行う。
  - (3) 地震が発生した場合、災害時要援護者名簿を利用するなどして、高齢者、障がい者等の安否確認、被災状況の把握に努める。
  - (4) 援護の必要な者を発見したときは、避難所への移送、施設への緊急入所などの措置を行う。
  - (5) 市は(1)に掲げる者を収容する施設のうち自ら管理するものについて、収容者等に対し必要な救護を行う。
- 7 旅行者、外国人等に対する避難誘導等の実施体制について、あらかじめ計画を定めることとする。
- 8 避難所における救護上の留意事項は、次のとおりとする。
  - (1) 市が避難所において避難者に対し実施する救護の内容は次のとおりとする。
    - ア 収容施設への収容
    - イ 飲料水、主要食料及び毛布の支給
    - ウ その他必要な措置
  - (2) 市は、(1)に掲げる救護に必要な物資、資機材の調達及び確保を図るため、次の措置をとる。
    - ア 流通在庫の引き渡し等の要請
    - イ 県に対し、県及び他の市町村が備蓄している物資等の供給要請
    - ウ その他必要な措置
- 9 市は、居住者等が津波襲来時に的確な避難を行うことができるように、津波避難に関する意識啓発のための対策を実施する。
- 10 市は、地域特性を踏まえ、津波による浸水想定区域の設定、避難対象地域の指定、避難場所・避難経路等の指定、津波情報の収集・伝達の方法、避難指示~~・勧告~~の具体的な発令基準、避難訓練の内容等を記載した津波避難計画を策定する。

なお、当該計画については第2章第10節を準用する。

#### 第5項 消防機関等の活動

消防機関及び水防団が津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置については、地震・津波対策編第3章第7節を準用する。

#### 第6項 水道，電気，ガス，通信，放送関係

##### 1 水道

地域住民等の津波からの円滑な避難を確保するため、水道管の破裂等による二次災害を軽減させるための措置を講ずる。

##### 2 電気

電力事業者は、津波からの円滑な避難を確保するため、津波警報等の伝達や夜間の避難時の照明の確保等が必要なことから、電力供給のための体制確保等必要な措置を講じるとともに、火災等の二次災害の防止に必要な利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報を実施する。また、災害応急活動の拠点等に対して電力を優先的に供給するために必要な措置を講ずる。

##### 3 ガス

ガス事業者は、津波からの円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害防止のための利用者によるガス栓閉止等必要な措置に関する広報を実施する。

##### 4 通信

市及び指定公共機関西日本電信電話株式会社等は、津波からの円滑な避難を確保するため、必要な措置を講ずる。

##### 5 放送

指定公共機関日本放送協会津市局は、津波からの円滑な避難を確保するため、必要な措置を講ずる。

#### 第7項 交通

##### 1 道路

市、都道府県警察及び道路管理者は、津波襲来のおそれがある場所での交通規制、避難経路についての交通規制の内容をあらかじめ計画し周知する。

##### 2 海上

海上保安部及び港湾管理者は、津波による危険が予想される地域から安全な海域へ船舶を退避させる等の措置に係る具体的な実施要領を定め、これに基づき必要な措置を講ずる。

##### 3 鉄道

津波の発生により危険度が高いと予想される区間においては、運行の停止その他運行上の措置を講ずる。

## 第8項 市が自ら管理等を行う施設等に関する対策

### 1 不特定かつ多数の者が出入りする施設

市が管理する施設の管理上の措置は概ね次のとおり。

#### (1) 各施設に共通する事項

- ア 津波警報等の入場者への伝達
- イ 入場者等の安全確保のための退避等の措置
- ウ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- エ 出火防止措置
- オ 水、食糧等の備蓄
- カ 消防用設備の点検、整備
- キ 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータ等、情報を入手するための機器の整備

#### (2) 個別事項

- ア 学校等にあつては以下の措置を行う。
  - (ア) 当該学校等が、本市の定める避難対象地域にあるときは、避難の安全に関する措置を行う
  - (イ) 当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合、これらの者に対する保護の措置
- イ 社会福祉施設にあつては重度障がい者、高齢者、移動することが不可能、又は困難な者の安全の確保のための必要な措置

### 2 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

(1) 災害対策本部、又はその支部が設置される施設等の管理者は1の(1)に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとる。

- ア 自家発電装置、可搬~~四季式~~発電機等の整備による非常用電源の確保
- イ 無線通信機等通信手段の確保
- ウ 災害対策本部開設に必要な資機材等の確保

## 第9項 迅速な救助

### 1 消防機関等による被災者の救助・救出活動の実施体制

市は、救助・救急隊の体制の整備及び車両・資機材の確保に努める。

### 2 緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備

市は、緊急消防援助隊運用要綱に定める受援計画等による緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備を行う。

### 3 実働部隊の救助活動における連携の推進

市は、自衛隊・警察・消防等実働部隊による迅速な救助のため、被災地への経路の確保を含む救助活動における連携の推進を図る。

**4 消防団の充実**

市は、消防団に関し、加入促進による人員確保、車両・資機材の充実、教育・訓練の充実を図る。

消防団の充実に関する計画については、地震・津波対策編第2章第14節を準用する。

## 第4節 時間差発生等における円滑な避難の確保等

第1項 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置  
南海トラフ地震臨時情報（調査中）の発表時における対応計画は、地震・津波対策編第3章第30節を準用する。

第2項 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置  
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の発表時における対応計画は、地震・津波対策編第3章第30節を準用する。

第3項 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置  
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の発表時における対応計画は、地震・津波対策編第3章第30節を準用する。

## 第4.5節 防災訓練計画

南海トラフ地震における応急対策及び関係機関及び地域住民等との連携体制の強化等を目的として、必要に応じて防災訓練を実施する。計画の内容については、地震・津波対策編第2章第12節を準用する。

## 第5.6節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

市は、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災対策上必要な教育及び広報を推進する。計画の内容については、地震・津波対策編第2章第11節及び第14節を準用する。

## 第6.7節 津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項

第3節第4項1で示された津波避難地域において実施する事業は次のとおりとする。

- 1 避難施設の整備事業
- 2 避難経路の整備事業